

里帰り時産後ケア費用助成金



福生市にお住まいの産婦さんと赤ちゃんが里帰り出産等のため、市が委託している助産所等以外で利用した産後ケアに対する助成金です。

【対象者】

- 生後6か月の前日まで（居宅訪問型は1歳の誕生日の前日まで）の赤ちゃん和妈妈で、次の（1）～（3）の全てにあてはまる方
- （1）福生市へ申請をし、産後ケア事業利用承認通知書をお持ちの方
※里帰り先で産後ケア利用を考えている妊婦さんは、電子申請もしくはこども家庭センターに申請をいただくと産後ケア事業利用承認通知書を発行します。
 - （2）産後ケア利用日において、市内に住所を有する方
 - （3）市が委託した助産所等以外で産後ケアを利用し、その費用を負担している方

【助成回数】

助成金の対象となる産後ケアの回数は、短期入所（ショートステイ）型4泊分、通所（デイサービス）型5日分、居宅訪問（アウトリーチ）型5日分が限度です。

※なお、助成金の利用回数と市が委託した助産所等での利用回数は合算となります。利用回数の上限は上記となりますので、ご注意ください。

【助成額】

1回の利用につき、利用に要した実費額と助成限度額のいずれか低い方の額を助成します。

＊令和7年度助成限度額	短期入所（ショートステイ）型	1泊 60,500 円
	通所（デイサービス）型	1日 25,500 円
	居宅訪問（アウトリーチ）型	1日 15,000 円

【申請方法】

助成の対象となる産後ケア利用最終日から1年以内に「里帰り時産後ケア費用助成金交付申請書」に必要書類を添えて、こども家庭センターに申請してください。

【必要書類等】

- （1）産後ケア利用記録が記載されている母子健康手帳
- （2）利用承認通知書
- （3）助産所等が発行した産後ケアを利用した旨が明記された領収書・明細書
- （4）本人確認ができるもの（マイナンバーカードまたは運転免許証、外国籍の場合は在留カード）
- （5）本人名義の口座の通帳（ゆうちょ銀行は、口座振替用の口座番号が印字されたもの）

【問合せ】 福生市こども家庭センター

母子保健係 電話 042-552-0312

（R7.10月）

